

国富町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和2年5月
令和6年11月改訂
宮崎県 国富町

■目次

第1章 背景	1
第2章 基本的事項	2
2-1 目的	
2-2 対象とする範囲	
2-3 対象とする温室効果ガス	
2-4 計画改訂の趣旨	
2-5 計画期間・基準年度・目標年度	
2-6 上位計画及び関連計画との位置付け	
第3章 温室効果ガスの排出状況	4
3-1 「温室効果ガス総排出量」の排出量	
3-2 温室効果ガスの排出量の増減要因	
第4章 温室効果ガスの排出削減目標	6
4-1 目標設定の考え方	
4-2 温室効果ガスの削減目標	
第5章 目標達成に向けた取組	7
5-1 取組の基本方針	
5-2 具体的な取組内容	
第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表	9
6-1 推進体制	
6-2 点検・評価・見直し体制	
6-3 進捗状況の公表	

第1章 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、平成27(2015)年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、平成10(1998)年に地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)(以下「地球温暖化対策推進法」という。)が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、平成28年(2016)年には、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)(以下「地球温暖化対策計画」という。)が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

令和2(2020)年10月、我が国は、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

令和3(2021)年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、令和12(2050)年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、令和12(2030)年度において、温室効果ガスを平成25(2013)年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示されました。

国富町においても、庁舎での太陽光発電の導入や電動車の導入など、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

第2章 基本的事項

2-1 目的

国富町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「国富町事務事業編」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、国富町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

2-2 対象とする範囲

国富町事務事業編の対象範囲は、本町が行う全ての事務・事業とします。温室効果ガス排出量の算定においては国富町役場本庁舎及び公用車の数値を使用します。

なお、温室効果ガス排出量の算定範囲は、今後順次拡大に努めます。

2-3 対象とする温室効果ガス

国富町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、「温対法」第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）とします。

2-4 計画改訂の趣旨

本町では、令和2（2020）年度に国富町事務事業編を策定し、町の事務事業の実施に伴う環境負荷の低減や、温室効果ガスの排出量削減を推進してきました。

令和3（2021）年6月に一部改訂、令和4（2022）年4月に施行された国の「温対法」や、令和5（2023）年5月に交付された「GX推進法」など、国の動向を踏まえ地球温暖化対策により一層取り組むため、今回本計画の一部を改訂いたします。

2-5 計画期間・基準年度・目標年度

令和2（2020）年度から令和12（2030）年度末までを計画期間とします。ただし、計画の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

（1）計画期間

令和6（2024）年度から令和12（2030）年度末

（2）基準年度

令和元（2019）年度

（3）目標年度

令和12（2030）年度

項 目	年 度							
	2019	2020	2021	…	2024	2025	…	2030
期間中の事項	基準 年度	計画 開始			一部 改訂			目標 年度
計画期間								

表1 計画期間のイメージ

2-6 上位計画及び関連計画との位置付け

国富町事務事業編は、「温対法」第21条第1項に基づく「地方公共団体実行計画」として策定します。

また、「地球温暖化対策計画」及び「国富町総合計画」に即して策定します。

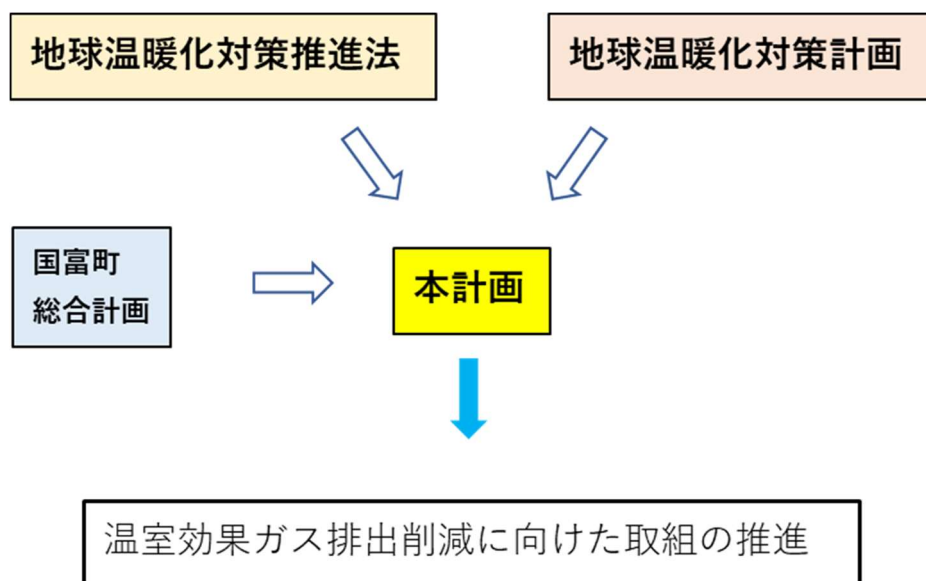


図1 国富町地球温暖化対策実行計画の位置付け

第3章 温室効果ガスの排出状況

3-1 温室効果ガス排出量の算定方法

(1) 算定方法

環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（令和6年4月）」に基づき、以下の通りに算定します。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量（燃料使用量や電気使用量など）} \\ \times \text{排出係数（単位使用量あたり発生する温室効果ガス排出量）}$$

(2) CO₂ 排出係数

今回 CO₂ 排出量算定に使用した排出係数等は、以下のとおりです。

項目	排出係数		
	係数		単位
	2019 年度	2023 年度	
電気（九州電力）	0.438	0.407	kg-CO ₂ /kWh
ガソリン	2.32	2.32	kg-CO ₂ /L
軽油	2.58	2.58	kg-CO ₂ /L

表 2 CO₂ 排出係数

3-2 温室効果ガス総排出量の排出量

国富町の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量は、基準年度である2019年度において、約250t-CO₂となっています。

温室効果ガス 総排出量		使用量		総排出量 (t-CO ₂)		排出量 2019 年度比
		2019 年度	2023 年度	2019 年度	2023 年度	
公用車	電気	376,346.5 (kWh)	345,942.7 (kWh)	164.84	140.80	-14.6%
	ガソリン	25,375 (ℓ)	18,412 (ℓ)	58.87	42.72	-27.4%
	軽油	10,900 (ℓ)	11,752 (ℓ)	28.12	30.32	7.8%
合計		-	-	251.83	213.83	-15.1%

表 3 温室効果ガス排出量の比較

また、組織別では、図2に示すとおり、農林振興課が全体の約42%を占め、次いで総務課（消防積載車含む）が全体の約16%、福祉課約8%となっています。会議等の移動時には電機自動車を利用するなどの取組を強化し、排出量削減を推進します。

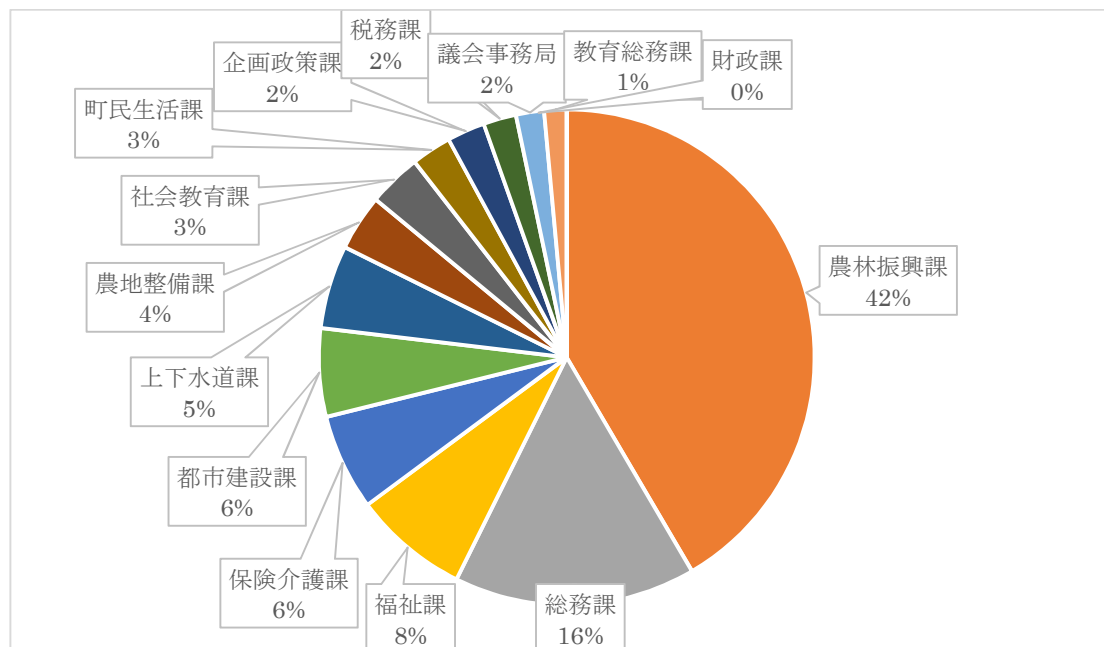


図2 組織別の温室効果ガス総排出量の割合

3-2 温室効果ガスの排出量の増減要因

国富町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

(1) 増加要因

- ・記録的猛暑に伴うエネルギー消費量の増加

(2) 減少要因

- ・太陽光発電施設の導入による再生可能エネルギーの利用量増加
- ・公共施設のLED照明導入による電気消費量の減少
- ・公用車の電動車導入による燃料消費量の減少

第4章 温室効果ガスの排出削減目標

4-1 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、国富町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

4-2 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2019年度）比で25%削減することを目標とします。

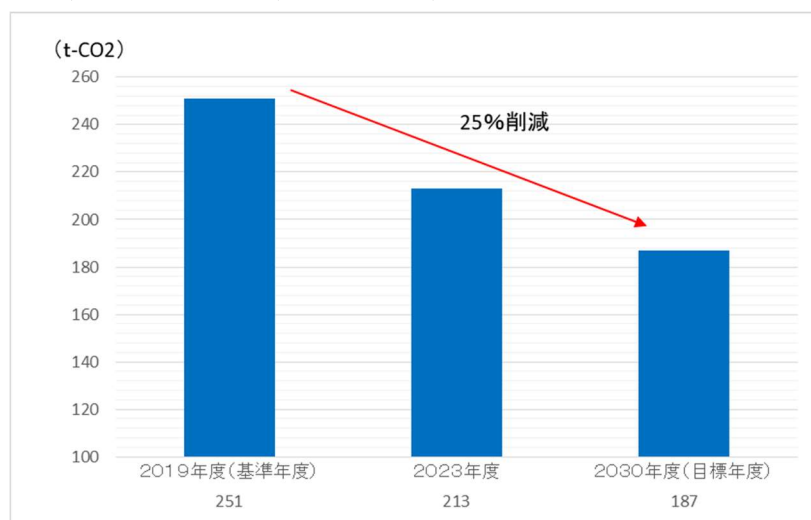


図3 温室効果ガス削減目標

第5章 目標達成に向けた取組

5-1 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因の一つである、電気使用量と軽油、公用車のガソリンなどの燃料使用量削減に重点的に取り組みます。

併せて、施設設備の省エネ化や省資源化を推進します。

5-2 具体的な取組内容

政府実行計画では、表 4 の取組が示されています。

国富町においては、「電動車の導入」、「LED照明の導入」、「廃棄物の3R+Renewable」を重点的な取組として位置づけます。

措置	目標
太陽光発電の 最大限の導入	2030年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における 省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車(EV・FCV・PHEV・HV)がない場合 等を除き、新規導入・更新 については 2022 年度以降 全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも2030年度までに全て電動車とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。
再生可能エネルギー 電力調達の推進	2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の 3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の3R+Renewableを徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。

表4 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

(1) 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 省エネルギー型の空調設備への移行促進に努めます。
- 電気設備のLED化に努めます。

(2) リサイクル・節水等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- グリーン購入法に基づいた物品の調達に努めます。
- 用紙の節減（節水、ゴミの減量）に取り組みます。

（３）電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入

公用車を更新する際には、原則的に電動車（EV・FCV・PHEV・HV）を導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。なお、電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電気自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド車（HV）のことです。

（４）職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 町民生活課による職員への意識啓発に取り組みます。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- OA機器について、使用しない時には主電源オフの徹底を図ります。
- 不必要な印刷を控えます。
- 公用車の急発進、急加速をしないなど、省エネルギー運転に努めます。
- 用紙類や缶、ビン、ペットボトルなど資源物の分別を徹底します。

第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表

6-1 推進体制

本計画を推進するため、副町長を会長とする「国富町地球温暖化対策協議会」を設け、計画の推進と進行管理を行います。

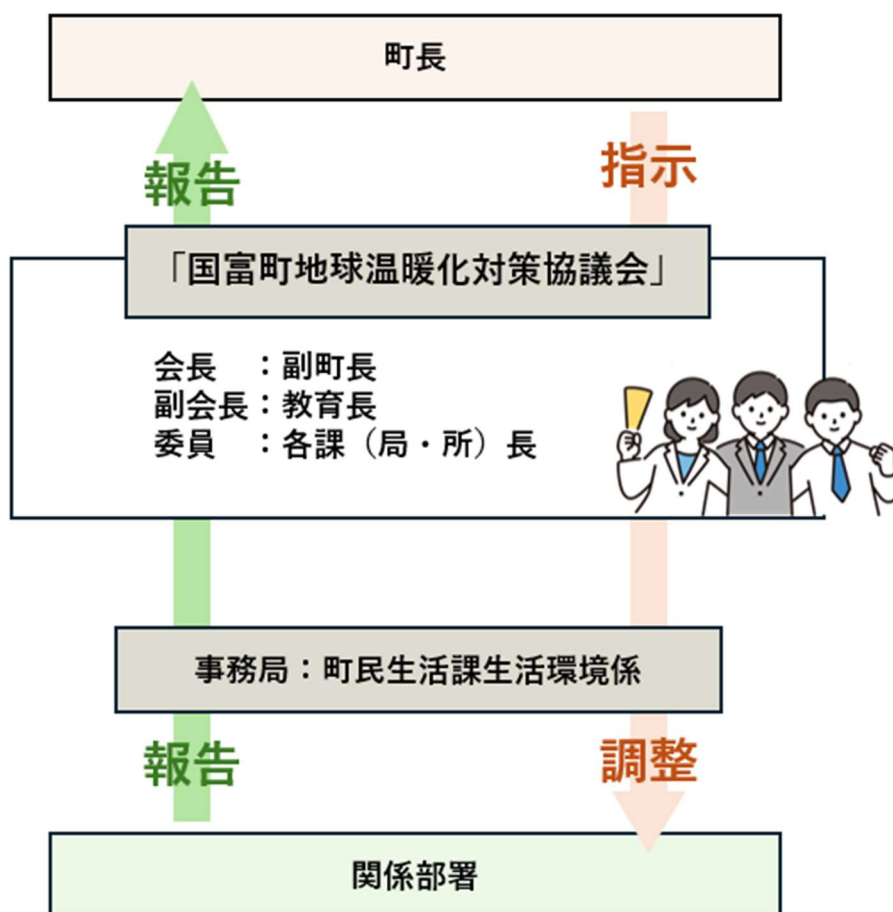


図 4 進捗管理体制

6-2 点検・評価・見直し体制

国富町事務事業編は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。

また、毎年を取組に対するPDCAを繰り返すとともに、国富町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

（1）毎年のPDCA

国富町事務事業編の進捗状況は、委員が事務局に対して定期的に報告を行います。

事務局はその結果を整理して協議会に報告します。協議会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

(2) 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

協議会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、必要がある場合には、国富町事務事業編の改訂を行います。



図 5 PDCA サイクル

6-3 進捗状況の公表

国富町事務事業編の進捗状況は、国富町のホームページ等で毎年公表します。